

令和2年度 第4回西伊豆町立文教施設等整備委員会会議録

- 1 日 時 令和3年2月15日(火) 19:00~20:45
- 2 場 所 西伊豆町中央公民館(安良里)3階多目的ホール
- 3 出欠席 委 員:別紙のとおり
事務局:鈴木教育長、真野事務局長、朝倉通彰、石田智直、齋藤英知、齋藤良久
- 4 傍聴者 2 人:静岡新聞、伊豆新聞

事務局長

皆さん、こんばんは。本日はお忙しい中、また夜間での会合にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、令和2年度 第4回の西伊豆町立文教施設等整備委員会を開催します。はじめに高井委員長様より挨拶をお願いします。

委員長

こんばんは。夜間の会議で大変ご苦労様です。東北の方もわざわざして、西伊豆町もわざわざして、今日も風がざわざわしてるそんな状況です。文教施設整備委員会も回を重ねて今年度も第4回という形になりました。ご存知のようにどういう方向性のなるのか決定されないような状況ですけど、今日も皆さんのご意見・ご質問を受けましていろんな事を少しでも参考にしたいということですので、よろしくお願いいしいと思います。

事務局長

ありがとうございました。続きまして鈴木教育長より挨拶をお願いします。

教育長

皆さん、今日はどうもだいぶ雨も降り続くちょっと厳しい状況の中でわざわざ足を運んでくださりまして、ありがとうございます。皆さんのおかげでなんとか中学校の方の統合は順調に進んでおります。この3月19日の卒業式に合わせて、閉校式をそれぞれの学校で行うことになりました。それで卒業式とか入学式をほとんどの学校が来賓を招待しない状態で、コロナの影響ということで行っていくわけですが、閉校式はだいぶ重い物があるかと思えます。皆さんの学校に対する愛情ということを考えますとやはり最後の姿も見たいという人もいらっしゃるんじゃないかということで学校の方からコロナが心配だから来ないでくださいとも言えないし、でもこういう状況ですから、どうぞ来てくださいとも言えないし、非常に悩むところであります。ですので、一般の方についてはとりあえず遠慮したいと思います。そして、かつての田子中学と仁科中学の時は、一般の卒業生の方もたくさん来られて、だいぶ賑やかに体育館いっぱいになっていました。3密を防ぐという意味で一般の方にはご来場を遠慮してもらって、区長さんたち皆さんには招待状を送らせていただきますので、その頃の様子を皆さんがご判断していただいて、参加するか或いは欠席するかは皆さんのご判断でお願いしたいと思いますので、また区長さんたちからご相談がありましたら、その辺のことをお伝えいただければと思います。招待状の方にもその辺のことを書かせてもらったものを送らせていただきます。また、中学の方ですけれども4月から西伊豆中学校が始まります。すべての学年が2学級になるということで非常に学校の生活或いは授業の中で競い合いや思

いやり合うとか、そういうような活動が期待される、元気な学校が出来るのではないかというふうに期待しているところです。それと、このような中で賀茂地区の中学学校統合の様子をみますと、令和3年度に西伊豆中学が新しく誕生します。翌年令和4年には下田の中学校が現在4校あるのが1校に統一されます。そして、令和5年には河津町の小学校3校が1校になります。令和6年度には私たち西伊豆町が小中一貫校として、4校が1校にという予定でありました。令和8年度になりますと南伊豆町の中学校の統合が今、話が持ち上がってきております。令和8年度を目指して行われるんじゃないかなというようなことが間もなく出てくるんじゃないかなと思っています。従って、この令和4・5・6・7はありませんけど8、やがては東伊豆町の方も稲取、熱川それぞれ中学校がありますけれど小学校も含めまして4校ありますけれども、その辺をどのような統合するかというようなのが今、検討されているところでありますので、ここ数年間で多くの学校が統廃合されていくことになろうかと思えます。令和6年に小中一貫校ということが計画されていたわけですけれども、ここに来まして一貫校の建設については現在、黄色いランプが点灯している状態ではないかと思えます。このままの状態で行きますと西伊豆町はかつて町村合併したことによって、国からの補助をいろいろといただいているところです。今回の建設費用にもそれがあてられるということで非常に持ち出しがかなり少なくなる場所ですけれども、間もなくそれも期限が切れるという状況も迫っているようですので、そうやって来てしまいますと新しい学校を作る時にも完全に赤ランプになって来るんじゃないかなというふうにちょっと心配しております。何とか青ランプに戻せることが出来ないのかと思えます。この後、皆さんがどう考えるのかご意見をお聞かせいただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

事務局長

ありがとうございました。続きまして、次第の4の議題に入ります。進行につきましては、委員会規則第5条第3項の規定によりまして、「委員長は会務を総理し」とありますので会議の進行をお願いします。

委員長

それでは、議題の方に入らせてもらいます。議題「(1)新西伊豆中学校保護者説明会について」説明会が行われました。その内容について事務局より説明をお願いします。

学校専門員

よろしくをお願いします。資料の方は新入生説明会というこの資料をご覧になってください。過日2月5日金曜日ですけれども、賀茂中学校の方で新入生の保護者を対象に説明会をやらせていただきました。初めての新入生の説明会ということだったので、教育長・局長・私の3名も同席させていただきました。ただ、本来ならば今の6年生も参加してというところだったのですが、コロナ禍の関係で子どもたちの参加は無く、保護者のみの開催ということになりました。そこで、この資料ですけれどもこの資料の内容については9月にこの会で11月5日に行った新しい学校の保護者説明会ということで利用した内容とほぼ同じですので、内容等についてはある程度説明はしませんが、保護者の方々には中学校の各担当の先生から丁寧に説明していただき、ほぼ質問もなく済んだというようなところがあります。そして、安良里地区それから田子地区の生徒たちは宇久須のバス停からふれあいの小径を歩いて登校というようなどころの説明がありまして、その地図をこの資料に付けさ

せていただいたというところが新たな資料が付け加わったところです。委員会の方からの説明の重点は、主にバス通学のことについて説明させていただきました。このバスの方ですけれども、3つのことを徹底にということで安心安全なバス通学を大前提にしていますということ、なるべく多くの生徒が座って通学できるように配分させていただいた。それから、コロナの3密にならないような状況を配慮したというようなところ。そして、この3路線、説明では大沢里線、仁科線、田子・安良里線というような名称で説明させていただきましたが、3路線に分けた理由として、バランスよく乗車して欲しいということはもちろんですけれども、乗り降りに係る時間短縮を図るためにそれぞれの停留所の状況を考慮して、始業時間に影響のないように配慮した。これは具体的にどういうことかということ、大沢里線は仁科川沿いの子どもたち生徒たちを乗せて、そこからはほぼ直通して行く。仁科線に関しては、仁科の下築地からつば沢までのところを重点的に生徒たちを乗せて、あとは通過して行く。田子・安良里線については田子・安良里の生徒たちを重点的に乗せて宇久須のバス停に着く路線バスになりますけれども、こういう路線で乗車の範囲を狭めて効率的に乗せていくことによって、8時の始業に間に合うようにというようなところも配慮したというところが1点と、それから学校側が求めています特に下校の要望に対して、出来る範囲の状況を考慮して最大限希望が叶うようにしたということです。ただ、東海バスの事情もありますので配車計画等いろいろなことを考えて最大限に考慮していただいたというところを記載させていただきました。大沢里線に関しては、各停留所の人員が34名で構成しました。仁科線に関しては35名、そして田子・安良里線については29名。根拠の方はそこに書いてありますけれども、ほぼほぼ同じくらいの状況のバスに乗れるというようなところで、配慮させていただきました。1つ親御さんの方からたぶん質問があるだろうなというところであえて説明を付け加えさせていただいたんですが、「乗り遅れた場合はどうしますか。」というようなところですが、例えば仁科線の子供たちが乗り遅れた場合は、10分後に大沢里線のバスが来ますのでそこに乗れば間に合う。それから田子・安良里線の子供たちが乗り遅れた場合は7分後に仁科線のバスが来るというようなところで一応その保障はしてあります。大沢里線にかんしては1本しかないのでも乗り遅れちゃうと大変なんですけど、そういうような配慮もさせてもらってあるということが1点。そして、定期の種類ですけれどもウィークデー定期ということで、土曜日・日曜日に乗る場合は担任または部活の先生の方から100円券というのをもらって、定期と一緒に乗れるバスになりますというところは説明しました。そしてもう1つ、前に仁科小の山本会長の方から説明があったと思いますが定期券の再発行に関して再度確認をしましたが今回は再発行できないということの回答を得たのでその旨は丁寧に扱ってくださいということで付け加えさせていただきました。そのことも説明しながら、ほぼ45分の時間くらいで終了しました。こんなところだと思いましたが、中学校の先生方何か補足がありますでしょうか。

委員長

はい、ありがとうございます。今、説明がありましたようにこういうようなかたちで保護者説明会をしましたということです。私の方から2、3質問をします。保護者説明会は何名くらいいらっしゃいましたか。

学校専門員

40名弱くらいかちょっと超えたくらいだったと思います。

委員長

何名中。

学校専門員

1名欠席だったと思います。篤之先生、仁科は。

園・学校長

欠席はいません。

学校専門員

じゃあ、全員出席ということは40名を超えるくらいだと思います。

委員長

もう1つ、私の方から専門員にお願いがあります。バスの運行本数の関係とかバスコースとか、この前の文教整備委員会の席でバスはこうなりますよという説明をしましたね。私、自主運行協議会（正しくは公共交通会議）の委員をやっているわけで、その中身と違っていた。この点を何か訂正をもらわないと、向こうとどちらが正しいのか、向こうに言わせればこっちが正しいと。最終的には、自主運行会議の段階で見直して、こちらが正しいと言われると、こういう時は何か一言言ってもらわないと全然中身が違うのも困る。

事務局長

それにつきましては、事前に資料など委員長をはじめ委員の方々にお渡しできれば良かったんですが、バスの時間等ダイヤも東海バスさんとの協議の中で若干変わってきましたので、実際資料と若干ずれがありました。事前に資料をお渡しできれば良かったんですが、そのような状況で時間とかがずれていたということでご理解いただければと思います。

委員長

私が言いたいのは、どこがどう違っていたよと口頭で聞いただけで、その席に西伊豆中の校長先生もいたか、知らないということだった。そういうことがあったらすぐに連絡をいただきたいと思います。資料が違ったのでは、まったく意味がないのでね。それでは、内容の説明がありました。いろいろあるかと思うんですけど、今日ざっくばらんに質問、ご意見等お願いしたいと思います。すぐに質問とか意見とか言えと言っても、ちょっとあれのところもありますので、また後のところでありましたら、お願いしたいと思います。それでは、次の議題に入ります。議題「(2) 文教施設等整備事業の状況について」事務局より報告をもらいたいと思うんですけど、皆さんご存知のようにどうなったのか良くわからないというような、いろいろな文書が出て来たり、いろいろなことがありますけれども、今日説明を付けて皆さんにご意見等ありましたらお願いしたい。お願いします。

事務局長

それでは私の方から説明させていただきます。お手元の資料の文教施設整備事業の10月以降の取り組みについてという資料をご覧いただきたいと思います。始めに10月12日ですが、臨時議会におきまして、こども園の建設予定地を先川地区で進めるために必要な用地購入費を議会の方に上程させていただきましたが承認がされませんでした。それを受けまして10月14日ですが、各PTA会長様との意見交換会を開催しております。内容につきましては、文教施設整備事業の進捗状況の報告、2つ目が総事業費の61億と提示しましたがその内容の説明、質疑応答を受けました。3つ目がこども園の建設予定地を先川地区とした理由を説明させていた

いただきました。それに対して、質疑応答を受けました。結果としまして、保護者主催の説明会を開催することになりました。事務局としては説明員として、出席することになりました。説明会終了後にアンケート形式で保護者の皆さまの意見を伺うことになりました。その10月28日・29日・30日の3日間ですが、保護者説明会が開催されましたので出席しております。28日は田子地区の保護者を対象に田子公民館で、29日は安良里・宇久須地区の保護者を対象に中央公民館で、30日は健康増進センターで仁科地区の保護者を対象に開催しております。内容につきましては、文教施設整備事業のこれまでの経過について、文教施設整備計画についてということで計画につきましては4つの項目に分けて説明させていただきました。1つ目が当初計画案について、2つ目がこども園の建設予定地を先川地区にした理由について、3つ目が各案のメリットとデメリットについて、4つ目が概算事業についてということで説明させていただいております。結果としまして、11月25日付けで各PTA会長様連名でアンケート結果の報告と今後、文教施設の統合を進めるにあたり、アンケート結果及び関係各所のご意見に留意いただきますようお願い申し上げますという文書をいただいております。アンケート調査結果ですが、出席者124人、アンケート配布が122人、回答数が87人、未回収が35人。原案と回答された方が21人で24.1%、先川案と回答された方が57人で65.5%、その他と回答された方が7人で8%、未記入が2人で2.3%という結果でございました。10月29日ですが、議会の方に説明をしております。こちらは議会全員協議会で説明をしたのですが、内容につきましては令和2年度の文教施設等整備事業の契約状況の報告をさせていただいております。続きまして、12月4日ですがこちらも議会全員協議会におきまして、各PTA会長様から連名でいただいたアンケート調査の結果報告を議会に説明しております。それと今後の文教施設整備事業をどのように進めて行ったら良いかということをご意見を伺っております。12月22日ですが、もう一度議会全員協議会を開催しております。この中では、町の方針として、こども園の建設予定地を先川地区を進めることを説明しております。議会の皆さまのご意見を伺いました。それと合わせて、都市計画法施行令の一部改正について、国の公表内容を説明しております。2ページをご覧ください。もう一度、1月19日に議会全員協議会を開催しております。こちらにつきましては、法改正に関する土木事務所との協議結果について報告をしております。これは12月24日に協議をしております。協議結果を朗読させていただきます。「本計画の開発区域には、別添図面のとおり急傾斜地崩壊危険区域が含まれているため、計画通りの盛土行為はできないことから、盛土造成して認定こども園を建設することは難しい。本計画地に建物を建設する場合は、盛土等をしないで建設すれば開発行為とはならないため可能である。ただし、裏山の急傾斜対策施設は平成14年から15年に整備されたものであり、土砂法改正後の基準を満たしていない可能性があるため、今後の調査により、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定される可能性がある。」との協議結果でありました。これを受けまして、町としてこども園の建設を先川地区を進めるため、必要な用地購入費を補正予算に計上する旨を報告いたしました。1月27日、臨時議会に置きまして用地購入費として、約6,100万円を上程させていただきました。こちらは新聞等で御承知かと思いますが、その部分を削除した修正案が提出されまして、修正案の方が可決されたという状況です。よって、こども園の建設を先川地区で進めることが出来なくなりました。今回、上程した理由について、改めて記載

しましたので説明させていただきます。本予算の上程趣旨としましては、整備計画の方向性が定まっていない状態では、県などの関係機関との具体的な協議も進めることが出来ませんので、こども園地の用地購入費の予算確保という形で文教施設整備計画の方向性を定め、基本計画や各種業務委託を進めて行きたいというものであります。また、先川地区の土地購入費を計上した理由としましては、5つあげさせていただきます。1つ目は、津波浸水想定区域外など安全な場所に認定こども園を建設したいため。2つ目は、保護者説明会においてのアンケート調査結果から約65%の保護者が先川案との意見があったため。3つ目は、小中一貫校から近く、且つ地権者の同意が得られた一段の土地があったため。4つ目は、議員の皆さまからいただいた各種案から想定事業費を算出し、事業費を比較したところ、一番安価と想定されたため。5つ目は、都市計画法の改正により、開発区域に急傾斜地崩壊危険区域などの災害レッドゾーンを含まないことになったため、当該計画地には盛土造成して認定こども園を建設することが出来ないことが明らかになったため。以上のことから、認定こども園の建設場所は先川案が最適であると判断し、改めて提案させていただきます。なお、購入金額については高すぎるのではないかとのご意見もございましたので、平米当たりの単価を見直し、総額6,100万円で計上させていただきますたら、ご承認いただきました。この予算の範囲内で購入出来るよう、地権者の方と購入されたいとの思いであります但实际上には承認されなかったという状況でございます。今回、承認されなかった理由につきまして議員の皆さまからいただいた資料を朗読させていただきますので、聞いていただければと思います。修正理由です。「文教施設整備費の認定こども園用地購入費は昨年10月の臨時会において、再度熟考する意味を込めて、全額減額する修正案が可決され、文教施設整備は同一敷地内にて財政面も考慮の上で、再検討することとなりました。今回修正する理由としては、第一に同一敷地内という提案になっていないということです。確かに都市計画法施行令の一部改正ということではありますが、再度熟考するという意味合いを考えれば、同一敷地内に統合してどういった魅力ある学校づくりを目指していくのかということが重要な観点であり、平成29年から再開した文教施設等整備委員会で検討した結論が、同一敷地内に幼保と小中一貫校をとという案であったと理解しています。まだまだ多くの議論を重ねるべきで検討が不十分と考えます。次に、施設整備の方針決定の進め方に疑義がある点です。人口減少社会における学校の役割、統合の持つ意味は非常に大きく、その施設は児童生徒の教育の場であるだけでなく、地域のコミュニティの核となりえる施設であるといわれ地域住民も非常に関心の大きいものであります。このため学校統合の検討プロセスにおいて、保護者や関係者への説明会等の開催事例が多く先進地ではありますが、いくらコロナ禍とは言え保護者対象の説明会以外のものはなく、また議会に対しても1月19日の全員協議会での説明で、回答待ちの課題があったにも関わらず、翌日の新聞に計画案提出の報道があり、拙速に採決されるのはいささか疑問です。最後に文教施設整備事業はこれだけの大きな予算規模の大事業であり、地域住民の関心も非常に高い事業であります。十分な民意が得られないまま事業遂行を急ぐべきではないと考えます。現状では、地域住民の声を反映する手立てが不十分であり、それを解消し地域住民の声、意見を反映しながら事業を進めるべきです。」ということで、以上が修正の理由となっております。これを受けまして、町長の方からコメントを出しております。静岡新聞に掲載した内容ですが、「統合は絶対に必要。今回の結果報告も

含め、文教施設等整備委員会で再度話し合い、方向性を決めたい。」とコメントしております。伊豆新聞の方では、「非常に残念。町としては安全でない場所での保育は考えていない。関係事業者らに報告し、今後について検討する。」ということでコメントを出しております。最後になりますが、資料はないのですが今まで令和2年度に行っております業務委託の進捗状況についてご説明させていただきます。1つ目が、文教施設等整備事業の地質調査業務委託になります。こちらは当初9ヶ所予定しておりましたが、4か所に一部変更して契約済みで委託業務は完了しております。2つ目が、西伊豆中学校校舎等解体設計業務委託になります。こちらは工期が2月26日になっておりますが、今継続中です。3つ目が、文教施設等整備事業進入路の工期につきましては、こちらも工期が3月19日までですが、こちらも現在進行中であります。以下の4つにつきましては、作業を中断していたものになります。1つ目が、西伊豆町文教施設等整備事業造成実施設計業務委託、2つ目が、西伊豆町文教施設等整備事業地盤変動影響調査業務委託、3つ目が、西伊豆町立西伊豆小中一貫校及び屋内運動場設計業務委託、4つ目が、認定こども園建設予定地に係る農業振興地域除外申請図作成業務委託、こちらの4業務につきましては、中断しておりましたが今回承認されなかったということで実際に業務の方は契約を解除して、進めている状況でございます。契約状況につきましては以上です。このあと、朝倉主幹の方から今回の開発行為に係る許可制度変更について説明をさせていただきたいと思っております。

施設整備係

それでは開発許可制度についてということで、お手元に「開発許可制度について」との資料と別添の資料が1～4までありますが資料を見ていただきながら、前の画面を見ていただければ、見やすい方を見ていただければと思います。今、局長からの状況報告の中で「都市計画法の改正」という文言が何度か出て参りました。今後の計画を進めるにあたりまして、大変重要な内容となりますので、私の方から「都市計画法の改正概要」について説明をさせていただきます。結論から申し上げますと、今回の法改正によりまして、当初の計画案であります現西伊豆中学校の敷地に盛土造成をして、こども園を小中一貫校と同じ敷地に建設するという計画は極めて厳しい状況になったということでございます。当初の計画で文教施設整備事業を進めていくには都市計画法に基づきまして、開発行為の許可が必要になり、県知事の許可を受ける必要があります。この開発行為について、下田土木事務所都市計画課に相談していた中で、皆さまのお手元に配付した資料2の国土交通省が今年の11月24日にプレスリリースした都市計画法の改正の内容、こちらの改正内容に当町の文教施設整備事業の計画が該当する旨の指摘がございましたので、その法改正に伴う今後の対応などについて協議を重ねてきたところでございます。それでは、今回の法改正の概要を説明する前に開発許可制度について少し説明をさせていただきます。お手元の資料の「開発許可制度について」との資料、こちらをご覧くださいと思います。1つ目、開発行為とはとございますが、主として建築物の建築、または一定の工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更をいうと書かれています。この土地の区画形質の変更というのは何かというのが2つ目の区画形質の変更とはというところでございます。(1)としまして、区画の変更。こちらは道路や生垣等による土地の物理的状況の区分の変更を言うところでございますので、当初の計画の場合、こちら側にこども園の盛土のための擁壁を建設するという

ことになりますので、こちらが区画の変更ということに該当するということになります。その下の(2)形質の変更ということで、アの形状の変更。こちらは切土や盛土、整地や伐根等の物理的な行為を加えることを言います。但し、建物を建てる時にその建設のための一体不可分の工事と認められるような基礎工事、掘削工事については建築物の建築の建設行為とみられるので開発行為には該当しませんということがここに書かれております。イが性質の変更ということで、農地などの宅地以外の土地を宅地として利用することを性質の変更と言います。これらの形質の変更をする場合、開発行為として捉える基準というのが定められております。それがウの開発行為として捉える基準、こちらに書かれております。①～⑤までの項目がございしますが、今回の整備計画では今の既存の敷地に50cm以上の盛土をするというような計画で進めて来ておりますので、こちらの資料で言う①の基準、盛土をした土地の部分の高さが50cmを超えるもの、こちらに該当するということになります。もし、50cm未満の盛土にした場合にも④の上の1つに該当しない切土または盛土であって、当該切土または盛土の土地の面積が300平米を超えるものとありますので、総面積だと17,000平米くらいになりますので、これもここで言う④の基準に該当してしまうということになります。次が3つ目の開発区域とはとございしますが、開発行為をする土地の区域ということが定められています。こちらの計画でいきますと周りの外枠の赤い線です。この赤い枠に囲まれた部分が開発区域ということになります。次が開発行為の許可です。開発行為で使用とするものは予め都道府県知事の許可を受けなければならないということが都市計画法の中で決められています。次のページお願いしまして、5つ目の開発行為の許可の対象となる規模とありますが、許可を受けるのにそれぞれの土地計画区域の区域区分によりまして、面積規模が変わってきます。西伊豆町の場合は、都市計画区域外でございしますのでその赤字のところ、10,000㎡以上の開発行為になると県知事の許可が必要になりますということになります。今回のこの全部の面積ですと17,000㎡くらいですと都道府県知事の許可が必要になりますということになります。次が6つ目の開発許可の基準ということですが、中段の法第33条第1項第8号これについて記載がございしますが、ここに規定されている内容というのが今回の法改正によって変更となったということとございします。それでは、ここから法改正の内容についての説明をさせていただきます。法改正の内容を表したものが配布した資料の3になります。都市計画法第33条第1項第8条ここで定められている具体的なことはどういうことを言っているのかということ、これはその表になります。開発区域の中にこちらで言うレッドゾーンと言われる災害危険区域、地滑り防止区域、土砂災害特別警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域を原則含んではいけないという規定が今までもありました。今回の法改正によりまして、見直しがかかりまして令和4年4月1日以降の開発許可については、赤字部分「自己の業務の用に供する施設」こちらが規制対象に追加されたということとございします。資料の9番「自己の業務の用に供する」とはという定義が書いてございしますが、こちらに赤いアンダーラインの部分「自己の業務の用に供する」とは、「当該建築物内において継続的に自己の業務に係る経済活動が行われることであり・・・」とこういった一文がございしましたので、学校や認定こども園こちらが経済活動に当たらないのではないのでしょうかという疑問がありましたので、こちらを県の方にも確認させていただきました。そうしたところ、学校やこども園というのもこの「自己の業務の用に供する」施設とここのものに該

当するという回答をいただいております。それでは、今までの説明をこの文教施設整備事業計画案に当てはめながら説明していきますと、こちらの計画でいきますと先ほども言いましたが外枠の赤い部分こちらが開発区域ということになります。この上の方に赤い着色部分が1ヶ所、ここにも赤い着色部分が1ヶ所、こちらが土砂災害特別警戒区域と言われるものになります。こちらに大きく赤枠がありますがこれが急傾斜地崩壊危険区域という区域内です。この赤い斜線部分こちらが開発区域内にこの急傾斜地崩壊危険区域が含まれている区域を示しています。ですので、先ほど説明しました法改正によって、学校やこども園の開発区域にも土砂災害特別警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域これらを含んではならないと定められることになりましたので、当初の計画案では進められない状況になったということでございます。この赤い部分、「土砂災害特別警戒区域」こちらについては、この前に擁壁工事コンクリートの構造物を建てたりとか、山に法面の対策工事をするなど、そういった対策をすることによって、この赤い部分の解除、警戒区域の解除だとか見直しそれらが想定されますのでこれらを計画している中でもこういった部分についてはそういった工事を対策して、指定解除をしましょうというような検討をしていたというところなんです。先ほど局長の方からも説明がありましたが、この小学校から中学校の裏山にかけましては、平成14年から15年に急傾斜地対策として擁壁工事がすでにほどござっておりますが、こちら土砂法の改正がありまして、この改正後の基準を満たしていない可能性があるという聞いております。こちら側についてももしかしたら調査の結果によっては、こっちと同じように土砂災害特別警戒区域に指定される可能性があります。これについては現在、下田土木事務所が調査中ということの報告を受けておりますので、今年度中にはその結果というのが出て来るのかというところでございます。次に「急傾斜地崩壊危険区域」とは何かといいますと、資料の8、2ページの一冊下です。8の急傾斜地崩壊危険区域とはというところに記載されています。この区域というのは都道府県知事が急傾斜地、斜面の勾配が30度以上で崖の高さ5m以上の崩壊する恐れがあって、周りに守るべき人家とかそういうのが5軒以上、5軒未満ですと官公庁、学校とか病院とかそういったものがある場合にはその周辺を県知事が指定しますということになっております。「急傾斜地の崩壊危険区域」こちらを解除する方法はないのかというところを次に考えるかと思うんですが、こちらの右側、特定開発行為の許可事例と言ったところを参考に考えていただければと思います。例えば、元々の計画が土地の開発としようとしたところに裏山に7.8m、5m以上の高さがある、斜面の勾配が30度以上の崖があったと推定します。これだと許可が下りませんので、斜面（青い波線）こちらを切ったり盛ったりして、一段の高さを5m未満にして、開発許可を取るといったような許可事例もあるということなんですけれども、見てお分かりいただけますように普通こう切ったらじゃあ、どこまで行けば良いのかという状況ですので、この手法というのは今の計画地では現実的ではないということがお分かりいただけると思います。こういったことから、最後になりますけれども、この場所で計画を進めていくには、開発行為に該当させないように盛土とか切土をしないで計画する必要があるということになりますので、県と協議をしてきた中で現況の地盤の高さ、こちらに建設する方法しかないという状況というのが今の現状ということでございます。以上で私からの説明は終わりでございます。

委員長

経過等の説明がありました。この町長のコメントがあるんだけど、局長、ちょっと町長の本音を聞きたいんだけど。文教整備委員会が再度話し合っただけの意見を聞きたいって思ってるの。

事務局長

本日、会合を開きまして、皆さまのご意見をお伺いしたいということでしたので、今回いろいろと意見を伺えればと思います。

委員長

また聞きたいんだ。聞きたいならくればいいのにね。はっきり言わせてもらおうと、いくつも委員をやっているけども、その委員になるたびに委嘱状というものを渡されるんだけど、整備委員会だって町長は不在で委嘱状を渡すだけで教育長が渡すからいいんだけど、他のところは町長が渡すんだけど、今になったら話を聞きたい、何かむしがいいんじゃないのと委員長が言っていたと伝えてもらえますか。この今日の説明で何か参考にしたいと言っているんですけど、何かありますか。

副委員長

こういう変更というのは、前にはなかった。私が委員長を務めた5、6年前は当時、洋ランに建てたいということで、1年くらい喧々諤々で行い、話がまとまったら、ボーリング調査を行ったらここは適地ではないということになり、元々安良里にこども園をとという話があったが、仁科地区にこども園から小中までを同一敷地に作りましょうということになり、結果的に話を詰めていったら、盛土しなければならぬということになり、そのうちこども園を別の敷地に作れば安くなりますよという話になり、今となって現状ではちょっとこども園だけでなく、小中学校の校舎も難しいとなった。何かもっと先の見通しを立ててやったらどうか、話がまとまったらこういう問題が出てきましたとちっともまとまらない。どうなっているのかなというのが素直な気持ちなんだけど

委員長

近藤さんは、この整備委員会の私の前の委員長だったので、思いは物凄くあると思うんです。近藤さんに追加して、何かあります。

区長

見通しが甘いんじゃないかなと思います。

教育長

現在のところ、いろいろ教育委員会がころころ変わっているんじゃないかという話を聞いたりする時もありますけれども、私が引き受けてからいわゆる、一つの場所に全部を集めようという案が理想的であるというような話であったかなと思いました。ところが建設費のこと等が注目されるようになって、それでは別を考えるのかというところが委員会の中でいろいろ、こども園を別用地する、そこにこだわらなければ何とか出来るようになればというようなことで7月の時にそのような話を提案させてもらったのかなと思います。その時に、私としては皆さんがどうしても同一敷地でなければだめだということであるのなら、その方法しかないのかなと思いましたが、その時は比較的、別用地であっても納得いただけたというような感触を得ましたので別用地ということで進めさせてもらいました。そして、そのことが進んでいく中で、やはり同一敷地が良いという話が秋ごろから再び出始めたのかなど。その中で議会の方も、そのような考えになっていたわけですので同一敷

地ということがそれ以降ずっと続いている状況、議会では続いている状況です。ただ、この中で同一敷地をなんとかみんなで考えればなるんじゃないかという意見をいただいていますけれども、もう既に土地開発の法律の方が変わってしまって、それまで考えていたような、いわゆる同一敷地に土を盛って工事をするその方法では出来ないということがはっきりしている感じですよ。今、説明にもありましたように、その方法ではなく土を盛らないで建てるならばということで、小中一貫校の校舎の多くは平らな地面の上に柱を立てるわけですから、土地はそのままですからなんとか出来る。ただ、こども園を作ろうという時に、では平らなままで良いですかということになりますけれども、私たちは平らなままそこにこども園を建てるというのでは、安全な所に建てるという意味がなくなってしまうだろうと思っています。議員の中では、ではそこに小学校と同じようにそこに空中庭園を造ったらどうかという話もありました。それについて、業者の方に確認させてもらったところ、非常にお金がかかると、60億以上もっと増えてしまうというようなところもありましたので、現実出来る話ではないと思う。今、可能な物として考えられるのは、今の同一敷地にどうしても建てるというのでまとめるということであるならば、学校の方は予定通りのものが出来るでしょうけれども、こども園については平地にそのまま建てるというものになるのかなと思っています。議員のなかでは、それでもどうしても話し合っ、議論を重ねてもどうしてもそうなったらそれでも良いという意見を言う議員も複数おりました。同一敷地が最優先というお考えのようでした。とても私はそれを飲めない話だと思いますけども、皆さんがどのようにお考えになるのか、聞かせていただきたいなと思っていますところですよ。

委員長

教育長、言わんとしていることは分かるんですけど、今、近藤さんが言ったように私ら3年も4年も前からこのことはずっと協議して、最終的にあそこに行きましょうと西伊豆町全体で行きましょうと文教整備委員会でも決めたことなんだよね。いきなり、決定されたものがいきなり変更になってきた。この変更になった説明なんて我々にまったくないわけで。今になったら、最後に意見を聞きたい・・・これはなんかおかしいじゃないですか、それは。今、言わんとしていることは分かりますよ。状況が変わったことは、分かりますけれども。これはもう3年も4年も前から議論していることあの3年4年の議論は何だったんだろうと言いたいんですけど。それからもう1つ、議会と事務局の話が付かないようですけど、何か妥協策というのはないですかね。一番問題なのは、保護者が言っているのは早く今のこども園の方を引き上げてくれとなんかあったらえらい事になる、最優先にそっちを動かしてもらいたいというのは私の方には耳に入っている。こういったことが現実にあるようでしたら、これは議会の方で話がつかなかったなんて何も問題はない。我々が何を言ったってあれだと思っんですよ。もう少し話し合うような格好で教育長、出来ませんか。

教育長

今までの長い歴史の中で思うんですけども、そういう中でいろいろ右に行ったり左に行ったりいろんな意見が出て来る中で、同一敷地という方法というのがいろいろ出ていたと思いますけど、現実的にこの一年間の中で非常にそれでは難しい状況になってきたという中で私たちとしては、変えていかなければ前に進めないというふうに思って進めてきたところですよ。こども園はほんとに安全な所に何とかし

たいわけですけれども、今私たちが考えられるものについては、やはり私としては先川のところにというのはあります。まだ、その他いろんなところが出てくるのかと思いますけども一体どれが良いのか迷うところであります。また議員さんの方から話し合えばと議員の方は言うんですけど、具体的な話は出てきておりませんので、案が出てこない中で話し合うと言ってもなかなか無理があるかなというふうに思っております。

副委員長

議会の方でも、このまますんなりというのはないよね。今のままで行ったら、いくら説明会を開いても先川でいいですよとは今の雰囲気ではならないのではないかな。前に進むのはなかなか難しいよね。

事務局長

委員長、ちょっと私の方から一点よろしいでしょうか。すいません、今日委員の皆さまにお伺いしたい点が一点ございますが、よろしいですか。今回の整備計画に対しまして、認定こども園の建設予定地ということで高台への建設または津波浸水想定区域外への建設ということで、津波対策を講じた安全な場所に建設するというを前提にこの会を進めてこられたと思っておりますが、その点につきましてはそちらの方でよろしいのか今日ご確認をいただきたいと思っております。安全対策を講じて、建設すべきだという意見でよろしいでしょうか。認定こども園の建設につきましては、今、教育長からお話がありましたが、今の地盤高でそのまま建設したらどうかという意見もあります。それだと津波対策等が実際には出来ないわけであります。ところで実際にこども園の建設につきましてはそういった津波対策を講じた安全な場所に建設するというで建設計画というのは進めてこられたかと思っておりますので、その点につきましてもう一度ご確認をさせていただければと思っております、ご意見をいただければと思っております。

委員長

はい、ありがとうございます。

園・学校長

今までの議論でいろいろなほんとに洋ラン跡地に移行、ここがダメになった、じゃあ今度、西伊豆中、仁科小の跡地に移行、ところがこれもダメになったというこういう現状を踏まえた時にたとえば小中一貫とか同一敷地内とかということは一度白紙に戻さない限り議論は進まない可能性があると思っております。今、中学校の統合というのはこの4月から賀茂中で新西伊豆中ということでスタート出来ます。ただ、場所についてはまだいろいろ問題があると思っておりますので、これについてはまだ議論をする必要があると思っております。次に最優先して考えなければならないのは何かというと、やっぱり小さい子たちの安全を守る園児を守るということを考えれば、認定こども園を高台移転というのは必須だと思うんです。そこを進めた上で、さらに同一敷地内に小学校も中学校もこども園もいたら良いのかとそういうふうに分けて議論をしていかないともう立ちいかない状況なので、同一敷地内で幼小中これをいっぺんにということちょっと切り離して考えないといけないんじゃないかな。何が今、中学校の統合が進んだ、じゃあ次に最優先するのは何かというそこに議論をもっていく必要があるんじゃないかなと、私は今この状況で考えるのならそこら辺しかないかなと思っております。ですから、局長が今言った話から言えば、当然この認定こども園の子どもたちの命を守るということを考えるのならば、高台でしかな

い。今の現状ではなく、早く高い所に作って子どもたちを安全な場所で生活させてあげる、それが最優先ではないかなというふうに考えます。

委員長

私も先生の言ったように、ほんとに分けてこども園を先行させる、その後は小中一貫という話もこの間、したと思う。何か新しい案はないのかということ、その話もあるんだけど、どうですかね。教育委員会として、今、先生が言われたそう言った一つの案もあるよという。

事務局長

今日はいろんな意見を伺いまして、今後の方向性を今日の委員会の話を含めて、決めていくようなかたちになるかと思っておりますので、ありがたい意見だと思っております。他に、今日はいろいろと意見を伺いたいですのでどうぞお願いしたいと思っております。

委員長

そういうあっせん案のどうですかって、議会の方にも話をした方が良いのにね。全然こう着状態だと思うんですけどね。その他ありませんか。PTAの皆さん、何かありませんか。

PTA会長

ちょっと、ごめんなさい。朝倉さんの説明で分からない所じゃないんですけど、都市計画区域外のあれで西伊豆町は10,000平米の以上の開発が入ってるような話をしてたんですけど、こども園を盛土しなければそこはたとえば建てられるということなんですか。

施設整備係

なので、盛土をすることによって開発行為になってしまうということなので、最終的に言ったけど現地盤に建てれば開発行為にはならないということです。ただ、そうすると浸水区域ということなので、安全な場所ではないということです。

区長

安全にする方法というのは他にはないの、盛土以外には。迅速に避難するには。

施設整備係

構造的には厳しいような気はします、お金のこと等を考えた時に。なので、ソフト対策で裏山に逃げれば良いということに言った時に保護者さんがそこで良いということかということなんです。それが難しいからここまできて高台という手法を取ったわけですから、それはこちら側としたらあまり考えることではないというか。

区長

ありがとうございます。

PTA会長

保護者としては、一応保護者を集めて説明会をしたので先川案ということで多数の意見を得ているなという認識ではいました。だから今回議会でそれが否決をされて、保護者だけの意見ではなく、先ほど局長からお話がありましたけれども、今日の住民の意見を聞いた中で考えるべきだというふうに議会の方もおっしゃられているという中で、別のところにここではなく全然どこか他の場所にもっていくというのは、なんか全然矛盾している話じゃないというふうに思います。こども園を高台にいち早く移すのであれば先川でいいじゃないのかなというふうに個人的には思っています。ただ、実状議会でこう着状態がすごく続いている中で進展するのは難しいのかもしれないですけども、私個人的な話ですけども田子から子どもを通

わせるのであれば、出来れば近い所の方が良いなというふうには思います。先川じゃなくどこか全然違う高台にもっていったらとなとなかなか送り迎えが大変になりますし、であれば500mぐらいの距離であれば先川にこども園をもっていくのが良いんじゃないのかなあというふうには思います。

P T A会長

僕も最初は3つとも一緒の方が良いなどはずっと思っていたんですけど、実際にこうやってアンケートをやってみて、実際に小さい子どもをもってる親御さんたちが先川で良いというようなアンケート結果だったので僕らとしては一緒の方が良いんじゃないかなと思ったけど、実際の子育て世代が先川でも良いというような感じだったのでそれはそれでもありなのかなとは思いました。議会と何とか話し合いをしてもらって、なるべく早く学校建設の方も早くしてほしいと。仮設学校なんていつまでもダラダラちゃんと話し合いをゼロからやって、何年通わせるんだって話になっちゃうと子どもたちがちょっと可哀そうだとちょっと思っちゃいます。その反対する議員さんというものが僕らにはちょっと分からないので、何と発言されていたのか分からないのでちょっと面倒かなと思っています。

委員長

はい、ありがとうございます。

P T A会長

ほぼほぼ私も同じような意見なんですけど、早くとにかく学校の建設の方をしないと学校の建設自体が子どもも少ないっていうこともあるので、意味がどんどんなくなって来るんじゃないかなっていうところで、早く建設をする方向で進めたいとその意見もあって、保護者の方でもアンケート、説明会をやった時に先川の方にやりたいという安全性もあるし、そこで町の方でも先川の方でやりたいというのでこれで良いという逆に意見というのもあったと思っている。その意見を出したのには保護者の意見も合わせて出したのには、ここが一番の学校建設に保護者の意見は結構重要なところはあると思うんですけど、ここで否決されたというところが何でなのかなというところが普段、率直に思うところであって正直P T Aとしても何にしたら良いのかなという意見が強く、意見が否決されるのであれば、何とかそこを動かしていただきたいというのが本音です。以上です。

委員長

はい、ありがとうございます。

P T A会長

先川案になったのは、最初は盛土とかすると6億5,000万かかるので先川案が出たということですよ。今度、盛土をしなければその6億5,000万はかからないということになるんですよ、今のそのままの平地に建てれば。私個人的には同一敷地内に建てて欲しいというのがずっと前からの思いだったので、先川案が出てもやっぱり同一敷地内に建てて欲しいなっていうのが私個人的に思っています。私たちの子どもが保育園に行っていた時には、ちょうど3.11があったところだったので津波から逃げるのに仁科小学校のプールのちょっと先に山本さんというお家があって、その山本さんのお家の裏山に逃げるということを毎日のように走っていたんですよ。毎日子どもたちは朝、体操が終わると園から走って山本さんの裏山に行くというのを毎日ほとんど毎日走って行っているそういう訓練をしていたんですよ。だから、今、中学校の跡地にグラウンド跡地に建てて、小学校に避難するとい

うような感じじゃダメなのかなって思うんですよね。高い所に避難できるような感じにすれば良いんじゃないかなって個人的には思うんですけど、どうでしょうかね。

区長

「津波てんでんこ」だよな。

PTA会長

高い所へ避難をすると、私のところに届いたお手紙とか意見とかは先川では危ないという意見があって、中には消防署の職員の人があそこは浸水区域外になっていますけど、川から遡上というんですか津波が遡上してくるといっているという人もあって、そういうお手紙をもらったりして、だから高い所へ避難できるようなところへ子どもたちを置いたらどうかという意見があったんです。

委員長

とりあえず、今の最初の回答ある。先生はあそこの当初の案のところに作って、いざとなった時は高い所へ逃げれば、小学校や中学校のそっちに逃げればいいのではということですね。

事務局長

その件につきましては、たぶん今までこの委員会で話をする中で、そのこども園の先生方が突発的な災害が起こった時に子どもたちをどう避難地へ連れて行くかというところで、両脇抱えて子どもを連れて行けるかというところでの行動が難しいだろうということから、ではそう言った安全な場所に建てるということが前提であったかと思います。そういった考え方もあるかと思いますが、そちらにつきましては、まずは安全な場所に建設することによってその部分がなくなるわけですよ。なので、そういったところを探しているところこの会議は場所を決めてきたかと思えますので、ご了解いただければと思います。

委員長

要するに何か起きた時に浸水域だったから逃げるのが両脇抱えて子どもたちを避難させるので、別な所ということをお願いわけですよな。

区長

それは後付けになっちゃうんじゃない。同一敷地内であれば、今、先生がおっしゃった小学校、中学校のフォローがいくらでもできるような体制だから今のところにしましょうとみんなが言った。こども園の感覚でもって、今みたいな返事をしちゃうとやっぱりそれは語弊が出て来ると思うけど。そのために同一敷地内なら中学校、小学校が一緒のところフォローアップできるというスタートではなかったっけか。

事務局長

そちらにつきましても、確かに小学校、中学校の生徒さんが手助けをやっていただければ確かにそれは良いのだと思うけれども、この間、先生方からもお話があったかと思うんですが、やはりその小学校、中学校の生徒さんもまずは自分の命を守らなくてはならないというところがあって、園の子どもたちをどこまでというところがこの間もお話があったかと思えます。なので、そこまで小中の子供たちが園の子どもたちを助けていただければ当然それはありがたいんですが、ではどこまでやっていけるかというところが難しいところであるかなと思います。

園・学校長

文教施設整備委員会が当初発足した時には、小さな子供たちが安全安心にという

ことが優先して、それが最初だったと思います。早く方向性が決まって欲しいなと思っています。

園・学校長

上手くには言えませんが、最初3.11が起こってみんな大混乱をして、そしてやっぱり幼、小、中の子どもたちを救うのには、やっぱり一緒が良いよねという話を私は妻からから聞いて、その時にはやっぱり同一敷地内にみんな集まっていた方が良いと実感をしていたわけですがけれども、どんどん時が経ってくるうちにそういう意識がだんだん薄れてきて、そして最近ではお金の問題が主なんですけれども、そしていろんな意見が出て来たわけですがけれども、今こうやってまたここで話し合った案がダメになりつつあるんですけれども、そうしたことを考えると、こども園の保護者の皆さんはいったい今どういうふうを考えているのか。まず最初はとにかくそれを安全な場所に移すのが先なのか、それプラスその後同一敷地内にいいよねって、その一番最初に優先するものはいったい何だろうかということをもた議論し直さないと難しいなというふうに思います。ただ、それをここでやるのは非常に難しい、いろいろな意見がありますので。それをたとえば、行政の方で方向づけていただかないと恐らくまた大混乱することではないかなというふうに思います。すみません、話がちょっと支離滅裂で申し訳ありません。

委員長

困った時にまた検討委員会で検討する可能性もあるんですよ。

園・学校長

ほんとに何をこう優先して考えていくかという、ほんとにあっちを立てればこっちが立たずというふうな状況ですので、どこの所に竿さして、どこを基点にしていくかということは今求められているのかなと感じは受けます。ただ、ほんとに私たちがこのところでほんとに時間を使って話し合っただけで、そしてこういう方向でやったことがほんとに簡単に覆されてしまっているという、そのことについてはほんとにこう私たちのやってることはいったい何なんだろうなというのはほんとに単純に疑問に思います。

園・学校長

ほとんどの今おっしゃった方が言ってましたが、やっぱりまず何をどうしていくのかということをもう一度、元に戻ってしまうかもしれないけど、今、自分も命を守ることが一番かなと思うんですけど、その守り方自体がここでバラバラになっているわけじゃないですか。そこのところをやっぱりもう一度、それは単純に言えばちょっと区分けは違うかもしれないけど、行政的な考え方と文教の考え方とか保護者の考え方の中で、まずそこを優先するためにはどうしていくのが良いのかということをもう一度、それに対して他のこと、お金のこと、同一敷地のことはどういうふうにか考えるのかというのが統一されないまま、みんないろんな条件が出て来た中でまとまりがなくなっているという感じがします。なので、もう一度一番大事にするところに対してどう考えるのか、町全体として。ということをもう一度唱えなおす必要があるのかな。今までやって来たけれども、もうそのところをもう一度やるべき状態かなというふうに自分自身は思っています。

委員長

はい、ありがとうございました。

園・学校長

いろいろ諸問題がある中、僕らは閉じる準備をしています。僕もここの町民になって、2年経とうとしていますけれども、やはり西伊豆の子とか特に賀茂中の子は可愛いです。日に日に愛着も増していきます。統合中学というのは彼らにとっては希望でなければいけないと思いますし、町の希望でもあると思います。4月から始まる新しい学校が彼らにほんと元気に明るい笑顔で始まる学校であって欲しいなと思いますし、そのために僕らも頑張っております。なんと申し上げてよろしいかちょっと分からないんですけれども、中学校も始まるので建物の問題は早急に解決していただきたいなと思います。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。

園・学校長

前の先生が言ったのと同じになるんですけれども、東日本から10年経って、先日大きな地震がほんとに忘れていたところに起きました。行政とか町のことは分かりませんが、お金をかけて安全な物を失ったものは戻ってきませんので、後世に残っていくこれが一般のものだというのが一番良いのかなと思います。特に弱いこども園の子どもたちにとっては、ほんとに保護者もこども園の先生方も子どもたちも安心だということところが私も一番だかなと思っております。

委員長

はい、ありがとうございました。それでは区の皆さん。

区長

僕は行政の方は法律を後追いしている感じがするんです。法律がどんどん改正してその後を教育委員会の方が追いかけていく、これでは建物を作るにしても造成するにしてもちょっとね。コンサルと契約してますよね。コンサルにこの情報は入ってなかったのですか。この辺もちょっと後追いというか、教委の方がついていけないような気がします。こども園ですけども、現状の高さで作るということは完全に危険が大きいということですよ。これは完全に安全な所に移動するというのは難しいと思うんですよ。より安全に近いところを目指して移転するのが理想じゃないかと思うんですけども。この現状の嵩上げするのに3m40、これだけ上げること自体無理があるんだと思うんですけども。これを直すために先川の方へ移転しようかというような案が出たんですよ。ですから、こういう完全に安全な場所じゃなくてもより安全に近い所に移動させるような感じにするべきじゃないかと思うんですよ。そしたら、私も小、中、こども園のその3世代が一緒に同じ所で生活して育っていくというのが理想的だと思うのですが、ちょっとこの状況だと無理だと思うので、こども園、小中もより安全な所へ建設してもらった方がいいのではないかと思います。

委員長

はい、ありがとうございました。

区長

今、思い出しますとこの施設の話が出たのが去年の7月だよ。突発的にこれまでは施設に関しての話というのは一切なくて、静浦中学これの訪問をしました。この時に経費は35億くらいですとそんな程度の話だったのが、7月になって突然来ました。コンサル的にも設計を依頼した時に60何億、これが出てきたところで先

川に移せば、5億だか6億減りますと初めはそんな程度の話だったのが、いろいろ後付けが出てきちゃってごちゃごちゃになった感じがします。だから、この文教問題は28年度の施設の委員会の委員をやってみましたけど、まずは松崎高校中学の一体の遠くない将来になりますよとそういうのを踏まえて、今の西伊豆中学令和6年スタートで250名、4年後の令和10年には150名くらいになる。この辺を見直してもらえませんかという意見を去年言いましたけど、それも無しのつづて。いろんな意見が出たものをやっぱり踏襲してもらって、やってかないと上手く進まないと思います。町でこういうふうに決めちゃったから、この通りに行くよというようなニュアンスの発言が去年あったけど、やっぱりそれじゃ上手くない。ここに最後に、町長のコメントで「統合は絶対に必要。」絶対に必要ですよ、必要でないなんて言ってる人はいないわけだから。だから、こういうのはやっぱり載せない方が良く、議会も次の日に新聞紙上にコメントしたら上手くないよ。そう思います。何のためにこの委員会があるのか分かりません。以上です。

委員長

はい、ありがとうございました。

副委員長

当初、一番最初のころはこども園については、安良里のところだとかという意見もあったわけで。いろいろな中でどうしてもはっきり言うと人数の多い所なんでも仁科の方が人数も多いもんで、大勢のところから通うのは現実的ではないという話が強くて。また3.11のように保護者が迎えに行く時に、こども園はあっちの方、小学校はこっちの方では父兄も大変だと。なるべく防災上で作ってもらいたいなということで話はまとまって、同一敷地内へ作る案でまとまって、まあそれでいきましょうと話はまとまって、それでやれやれと思っていたら、実際建設費で60億かかる。だったら、こども園を作るには嵩上げしなければならない。嵩上げするには、5億くらいかかる。それだったら、先川に作ればいい。それで議会ではどう言ったか分からないけれど、議会に先川にこども園を作りたいといきなり予算で6,000万という工事費が出たんだと。これは私の推測だけど、全然根回しもなく予算だけポツと出たもので議会としては、何んだという感情的なことで否決が出たのかなとこれは分からないけれどね。もう少し、こういう計画は委員会の方で膨大な予算がかかり、先にこども園を建てたいという話から根回しして行けば、もっと上手く話がついたんじゃないかなと思っている。いきなり、予算を計上したもんでパツと切られて、あくまでも感情的になっているのでは。これは私の推測だけれど。結局、仁科地区に3つ作るみたいな要望書、小中は決まった場所に作るんだけれど、こども園も仁科から離せないというのは大多数の数でまとまっているんだけれど、あの敷地の中で作るのは難しいとか、難しいなら近くで探すとか、もう少し事務局で議会の方へ根回ししてもらってやるしかないんじゃないかな。もう1つ、こども園を敷地の中に嵩上げをしないで作るとしたら、今のこども園に津波タワーみたいなものを組み立てて、こども園児がすぐ逃げられるというそういう考えがあるかないか、考えてみてはどうかなと思います。

委員長

はい、全委員にご意見を伺いました。でもあれですが、一回決まったやつがそのまま、なんかお金のこととか議会のゴタゴタをまた持ち込んで、またこんな会を開いてという、なんていうか、僕たち私たちの方が振り回されているそんな感じがし

ます。そんなことを言っても始まらない感じですから、皆さんの意見は早いところ命を大切にしようなところを早く決めてくれというのが第一番目だと思うんですけど。その後、議会とかその中の決は皆さん調整しながら、そういったところで進める。私らの整備委員会の意見というのは今聞いた通り、命が第一番目ですということでは話を進めていったらどうでしょうかね。教育長、どうです。

教育長

議会の方には去年の3月の時の全員協議会のところでこういう説明をさせていただいたところから始まったのかなと思います。そういう中で当初はそれがいきそうな雰囲気だったというふう感じていた。自分は5月からですけども、そう感じていましたから、途中から雰囲気が変わってきたかなという思いはあります。どうしたら良いのか正直、今私としては考えが及ばない状況です。

事務局長

最初に今日のご貴重な意見をお伺いしましたので、またこちらの方、今日いただいた意見を町長の方に報告させていただきまして、今後の方針等また決めていきたいと思っております。

委員長

鈴木委員が言われた、法改正は後付けじゃないかという。

教育長

法律は私たちが決めているわけではありません。あの改正が出て来たというのは、びっくりした次第です。

区長

それはコンサルからそういう話があれば、対応できると思うんですけどそういうのもない会社なのかなと思うんですよ。

事務局長

今回の改正は国の方の改正で、土木事務所との事前協議をしていた中でも情報は入ってこなかった状況ですのでコンサルは当然そういった情報は入ってこないかと思っております。県の土木事務所でも情報はいただけなかったという状況ですので。あくまでも国の法律の改正に伴っての報告ですので、それはご理解いただければと思います。後付けで私たちが決めていることではないです。

副委員長

だから、みんなが1年も2年もかけていろいろ話し合っただけでそういったのが、法律が変わったから決まりじゃ、あまりにもね。法律が変わりそうだから早く分かればね。

事務局長

私たちがほんとはこれを聞いた時にはがっかりしまして、せっかく皆さんが長年いろいろと検討していただいてこの原案を考えていただいて、法律がある日突然変わって、ほんとはこれを聞いた時には事務局一同がっかりした状況で、土木事務所とも本当にこの改正は本当なのかということは何回も協議を重ねて今日に至っておりますので、その点についてはどうかご理解をいただきたいと思っております。

区長

こういうふうにしたから、これでいきますというようなニュアンスはやめてもらいたい。去年ちょっとあったから。やっぱり変更できる見直しが出来たものはきちっと進めてもらいたい。

委員長

このことでもう少し。後から法律が決まったことで、この通りではなかったという理解でいいの。

事務局長

当然、そうです。これが分かったのが11月の後半に国の方で閣議決定されたという情報ですので、そういった情報はニュース等に出ているかと思っております。これはほんと今年の11月終わりごろですね。それを受けて、土木事務所と協議を12月にいろいろと相談、話を聞いて今回報告させていただいたという状況でございます。

委員長

その事は議会にも話はしてあるの。

事務局長

こちらについては、1月19日の全員協議会で先ほど報告させていただきましたが、こちらの方でも法改正があったということで説明させていただきました。12月22日にも行っております。二回ほど改正の内容で説明させていただいております。

委員長

法律がそうだったら、うんもすんもないということだよ。基本的に。

事務局長

どうしようもない部分も当然でございますので、それで引き続き提案させていただいたということでございます。

委員長

議会の方で法律を変えろと言っているわけではないよね。最後になりますけれども、こういった皆さんの意見もありましたよと正確に話をしておいてください。町長には、もちろんだけれど議会の方にも話をするように、また同じようなことをやらないようにくれぐれも、また同じようなことをやって、元に戻らないように責任を持って伝えてください。それでは、無いようですのでその他の方に入ります。全体で最初の問題と2番目のことで皆さん、何かありましたらお願いしたいと思えます。よろしいですか。それでは、無いようですので以上で閉会します。

事務局長

それではありがとうございました。それでは、閉会を近藤副委員長の方からお願いしたいと思います。

副委員長

本日はお忙しい中、いろいろな活発なご意見をありがとうございました。なかなかこういった大事業進めていく場合、いろいろな問題がおきて上手くいかない問題もあると今ひしひしと感じていますけど。なかなか皆さん、これからもですね、簡単に前に進めないと思えますが、最善案を出してもらって一步一步確実に前へ進んで行きたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。本日はどうもご苦労様でした。

以上